

平成28年第1回
利根町議会定例会会議録 第4号

平成28年3月4日 午後1時開議

1. 出席議員

1番	石井公一郎君	7番	坂本啓次君
2番	新井滄吉君	8番	高橋一男君
3番	石山肖子君	9番	今井利和君
4番	花嶋美清雄君	10番	若泉昌寿君
5番	新井邦弘君	11番	五十嵐辰雄君
6番	船川京子君	12番	井原正光君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	遠山務君
教育長	杉山英彦君
総務課長兼選挙管理委員会書記長	高野光司君
企画財政課長	清水一男君
税務課長	石川篤君
住民課長	井原有一君
福祉課長	石塚稔君
保健福祉センター所長	秋山幸子君
環境対策課長	蓮沼均君
保険年金課長兼国保診療所事務長	大野敏明君
経済課長兼農業委員会事務局長	大越直樹君
都市建設課長	鬼澤俊一君
会計課長	菅田哲夫君
学校教育課長	岩戸友広君
生涯学習課長	坂田重雄君
選挙管理委員会委員長	渡邊讓君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	酒 井 賢 治
書	記 宮 本 正 裕
書	記 飯 田 江 理 子

1. 議事日程

議 事 日 程 第 4 号

平成28年3月4日（金曜日）

午後1時開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第9号 平成27年度利根町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第3 議案第10号 平成27年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第4 議案第11号 平成27年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第12号 平成27年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第13号 平成27年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 休会の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第9号
- 日程第3 議案第10号
- 日程第4 議案第11号
- 日程第5 議案第12号
- 日程第6 議案第13号
- 日程第7 休会の件

午後1時00分開議

○議長（井原正光君） 皆さんこんにちは。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に諸般の報告を行います。

監査委員から、平成27年度定期監査の結果及び平成27年度指定管理者監査の結果について報告がありました。その写しをお手元に配付してあります。

以上、報告いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

○議長（井原正光君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

7番通告者、11番五十嵐辰雄議員。

〔11番五十嵐辰雄君登壇〕

○11番（五十嵐辰雄君） 7番通告、11番五十嵐辰雄でございます。

通告に従いまして質問いたします。

1番としまして民生委員・児童委員の活動についてお尋ねします。

地区住民の身近な相談相手として、困り事などの解決を目指す民生委員制度ができてから来年、平成29年で100年を迎えます。制度創設から100年の間に民生委員の直面する課題がさま変わりしています。それを記念いたしまして、本日は民生委員について質問いたします。

戦前は貧しい人を助けるという救貧対策が中心で、1946年から現在の名称になりました。今でも生活に困る者への相談など多いようです。しかし、今日では孤独死、ひきこもり、生活困難など、それぞれの地区に抱える課題は複雑多岐にわたり、民生委員の役割は多忙極まりありません。民生委員は、社会的使命感を持って活躍していると思います。

民生委員というのは、特別職の地方公務員で秘密を守る義務があります。厚生労働大臣の委嘱を受けて活動し、報酬は支給されません。複雑化する福祉行政の補完として民生委員の役割は極めて重要となってまいりました。民生委員というのは児童委員も兼ねています。きょうは、そこで両方についてお伺いします。

まず、(1)でございますが、民生委員法、それから児童福祉法というのがありまして、民生委員・児童委員は民生委員法、児童福祉法にいろいろ規定がありますが、職務について、その内容をそれぞれ分けてお尋ねします。

○議長（井原正光君） 五十嵐辰雄議員の質問に対する答弁を求めます。

遠山町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） それでは、五十嵐議員のご質問にお答えをいたします。

まず、利根町民生委員・児童委員の皆様には、日ごろ地域福祉の充実のためさまざまな活動をしていただいております。深く感謝をしているところでございます。

それでは、民生委員法並びに児童福祉法に定めてある、それぞれの職務内容についてのご質問にお答えをいたします。

民生委員は民生委員法に基づき設置され、児童福祉法第16条により児童委員を兼務することになっており、民生委員・児童委員と呼ばれているところでございます。

民生委員・児童委員には、担当地区を持つ地区担当委員と、担当地区を持たずに児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員がおります。民生委員の職務は、民生委員法第14条に規定されており、その業務は地域住民や援助を必要とする人に対し、①生活状態を必要に応じ適切に把握する。②自立した日常生活を営むことができるように相談、援助を行う。③福祉サービスを適切に利用できるよう必要な情報の提供、援助を行う。④援助体制を整備するため社会福祉施設などと連携を図る。⑤関係行政機関の行う事務や業務に協力すること。⑥必要に応じて住民の福祉の増進を図るための活動を行うと定められております。

児童委員としては、児童福祉に関する事項を行うものでございますが、地域において児童・妊産婦の福祉に関する相談、援助活動などの子育て支援活動、児童健全育成活動、個別支援活動などがございます。

児童委員が対応する課題は、家庭全体のあり方と密接に関係し、家庭状況を総合的に把握する必要があることから、児童福祉法の制定を契機に、民生委員は児童委員を兼ねることになりました。

また、主任児童委員は、児童委員活動をより一層推進するために、区域を担当する児童委員と連携・協力して活動に取り組み、さらに関係機関と連携を図りつつ、子どもが安心して豊かに暮らせる地域づくりを目指した活動を充実させていくこととされております。

利根町の民生委員・児童委員の定員は42人でございます。内訳は、地区担当委員が40人、主任児童委員2人となっております。

民生委員並びに児童委員の具体的活動内容についてのご質問でございますが、「民生委員・児童委員の主たる役割が、支援の必要な住民を発見し、見守り、適切な時期に必要な手立てにつなげること」でありますので、担当地区の状況把握、安否確認、見守りなどを通じ、地域住民のよき相談相手となり、福祉施設や行政関係機関、学校などとのパイプ役として、相当多くの時間を費やして活動をしていただいていると考えております。

また、民生委員・児童委員協議会を組織し、毎月定例会を行い、テーマを決めて全体研修や五つの事項別委員会を設置し、それぞれの担当別の研修を行っております。そのほか、茨城県や県民生委員児童委員協議会が開催する研修会・講演会へ出席をいただいております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） それでは、2回目の質問をいたしますけれども、今の町長の答弁ですが、私が2回目の質問の（2）で質問することまで含めて、非常に条文どおり几帳面にご答弁願いました。

確かに民生委員・児童委員というのは、児童福祉法と民生委員法という法律があるんですね。民生委員法というのは新しく分離してできたわけです。これは平成23年法律198号で新しく条文ができたわけです。前はいろいろ福祉六法だかあったんですが、民生委員とい

う役割は非常に今重要な課題に直面しております。きのうも新井滄吉議員から質問がありましたけれども、近くで1人の方が亡くなると、民生委員の役割が非常に各地区では大きな仕事をしております。ご苦労さまでございます。

利根町の民生委員というのは、定数が42名という話でございますが、今、定足数に達しているかいらないか。42名で各地区を分担して充足していますかどうか、その点ですが、定数42名で何人ぐらい現在民生委員はいると思いませんか。

それから、児童委員という制度がありますけれども、これは非常に広範な仕事をしております。条文どおりやると、民生委員・児童委員42名で利根町全体の行政、福祉をカバーするかということは非常に疑問に思います。

ここに福祉課長がおりますけれども、これは行政の中の福祉課長ですが、民生委員は各地区を回って足で歩くという非常に困難な業務でございます。時間を問わず、役場の方は8時半から5時15分と一般的な勤務時間ですが、民生委員は昼夜を問わず非常に時間的な制約の中で頑張っております。ですから報酬はないんですけれども、行政でも若干のそういった報酬か何かを支給してもいいという考えもいたします。

そこで、民生委員ですが、町当局ではどういう方法をとって民生委員を選んで、厚生労働大臣から委嘱していますか、その辺のプロセスをお尋ねします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 先ほど（2）番まで答弁をしまして、（2）番については答弁済みなのでよろしいですか。

それでは、民生委員の委嘱方法についてのご質問でございますが、民生委員は支援の必要な人と役場など関係機関を結ぶという大切な役割があり、担当地区もございまして。担当する地区の状況、支援の必要な人をよくわかっている人へお願いすることが大変重要ですので、地区からの推薦をお願いしてございまして、町では区長へ候補者の推進をお願いしてございまして。

委員の委嘱については、各区から推薦された候補者を町に設置した民生委員推薦会において審議し、町の候補者として県に推薦をいたします。県では、県の社会福祉審議会の意見を聞いた上で、知事が推薦し、厚生労働大臣により3年の任期で委嘱するという流れになってございます。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） 現在42名、これは定足数は満足しておりますでしょうか。欠員等はないのでしょうか。

あとは民生委員の定年制があるかないか、余り高齢でもなかなかできませんので、何歳とか、そういう定年制があるかどうか、その点をお答えください。

○議長（井原正光君） 石塚福祉課長。

○福祉課長（石塚 稔君） それでは、お答え申し上げます。

現在、町長が答弁したとおり、定員につきましては、地区担当の民生委員が40人で、主任児童委員が2名ということでございますが、地区担当の民生委員に1名欠員がございます。39名でございます。

それから、定年につきましてですが、定年というしっかりした決め事はございません。75歳を過ぎた方の場合、推薦を積極的にはしないということはありますが、現職でやっていただいた方に対して、その地区でふさわしい、まだ活躍できるということであれば、継続してお願いしているという状況でございます。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） そうしますと、民生委員が40名、主任児童委員が2名という話ですが、今現在39名だそうですね。そうすると1名の定数不足ですが、その地区についてはどういうふうに民生委員・児童委員の仕事をカバーしておりますか。

○議長（井原正光君） 石塚福祉課長。

○福祉課長（石塚 稔君） お答えいたします。

隣接地区の民生委員をお願いをしております、少し広範囲になるんですが、その民生委員のご努力により対応していただいているという現状でございます。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） その定足数の足りないところは、各隣接した地区の民生委員と協力してカバーしていると、そういう体制というのは、地区住民はよく承知してまいりょうか。

○議長（井原正光君） 石塚福祉課長。

○福祉課長（石塚 稔君） 民生委員は、その対象地区の要支援者のところはかなりこまめに歩いていただいております。そういったことで、地区の福祉的な課題のある方は当然ご承知の上というか、民生委員のご努力により知られているということでございまして、また、その地区の人たちにつきましても、欠員がある地区につきましては、私どもも含め民生委員も地区の区長や役員の方々に、次の方をお願いしますよということをお願いしておりますので、当然どなたが対応していくかということはお存じであるということでございます。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） 課長、よく民生委員というのは困った人の相談相手、児童委員というのは、これからの社会の情勢では相当大きなウエートを持っていますけど、何か一般世論は児童委員に対する認識が足りないと思うのですけれども、もっと役場のほうで民生委員、民生委員と言わないで、児童委員のほうも力を入れてやってほしいと思うのですが、そういう考えについて、担当課長のご認識のほどをお伺いします。

○議長（井原正光君） 石塚福祉課長。

○福祉課長（石塚 稔君） 私ども、主任児童委員のことではなくて、民生委員の一般的

に民生委員・児童委員という意味での児童委員でしょうか。

その件につきましては、皆さんに周知するということにつきましては、広報等でお知らせしているというところがございますけれども、民生委員みずから課題のある児童に対しての見守りや福祉的な連携、そういったものをとっていただいておりますので、関係者の方々の中ではかなり周知されていると思っております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） 再度質問しますけれども、民生委員・児童委員ですが、よくいじめとか虐待とか何かありますけれども、これは家庭と社会と地域と学校とありますけれども、やはり児童委員の活躍する場がたくさんあるんですけれども、何か今の社会情勢では各地区に網羅してあります民生委員・児童委員のお力添えによって、もっともっと社会が明るくなると思うのです。いじめとか何か、全て学校とか家庭に責任を転嫁していますけれども、やはり奉仕者という児童委員の力をもっとうまく、児童委員は専門職ですから、そういった立派な方ですから、もっともっと児童委員の活躍の場を広げてもらえると思うのですけれども、そういう点について、課長のお考えをもう一度お伺いします。

○議長（井原正光君） 石塚福祉課長。

○福祉課長（石塚 稔君） 専門的な児童委員ということで、主任児童委員のことになるかと思いますが、主任児童委員につきましては、虐待なり要支援を必要とするようなお子さまがあった場合に、当然かかわっていただいております。本当に大変だなと思っている状況でございます。当然ケース会議とかあれば必ず来ていただいておりますし、また、みずからもボランティア活動をしていただいて、子どもの福祉、子どもの健全な成長にいろいろな形で尽くしていただいているという現状でございます。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） 民生委員と児童委員については、町の広報紙で各地区の名前等は掲載している場合がありますけれども、その地区の方が大事な民生委員・児童委員の仕事の理解が余り乏しいんですね。ですから、各地区でこの地区は誰が担当でしょうと、そういう方が少ないんですね。

確かに、私も農村に住んでいますけれども、民生委員は誰がやっているんだろうと、そういう方が多いですね。あと活躍していても、諸経費、これはみんな自分で出すんでしょうけれども、法律では確かに無報酬ですけれども、役場で多少の経費的負担、助成金とか何かはできないものでしょうか。その点はいかがでしょうか。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それではお答えをいたします。

民生委員・児童委員のなり手が少ないことと、活動費助成の関係は、直接的な関連性は余りないと思われませんが、ご指摘のとおり、中にはなり手がなかなか見つからないという地区もございます。区長などによく説明した上で、趣旨をご理解いただき、適任者を推薦

していただくことが大変重要であると考えているところでございます。

活動費の助成につきましては、民生委員・児童委員は協議会を組織しておりまして、協議会への助成を行っております。平成27年度では、町の補助金は160万5,000円、県からは費用弁償交付金として240万2,000円と、民生委員児童委員協議会活動費補助金として11万1,720円の助成があり、民生委員児童委員協議会への助成額の合計は411万8,720円となっております。

その中から民生委員・児童委員に対しての報酬はありませんが、訪問や見守りなどの活動に対して実費弁償分として費用弁償を民生委員児童委員協議会の予算からお支払いをしております。町も民生委員児童委員協議会の運営に関与し、適正に運営してまいりましたことをご理解いただきたいなと思います。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） それぞれの若干なりとも費用弁償はしているということは非常に結構でございます。

それから、民生委員・児童委員についての町の広報紙で名前と地区ぐらい出ますけれども、実際に困って助けてもらうとき、あの方はどこに住んでいるんだろうということで、これ特別地方公務員ですから秘密を守る義務があると思うのですが、名前と住所、電話番号ぐらいは広報紙に掲載することは可能ではないかと思うのですが、個人情報の範囲でそれは可能か不可能かについてお尋ねします。

○議長（井原正光君） 石塚福祉課長。

○福祉課長（石塚 稔君） ご指摘のとおり、民生委員は行政実例で地方公務員法に規定する特別職の地方公務員に該当するものと解されております。その場合でも地方公務員法そのものが適用されるわけではございませんが、民間の奉仕者ということで活動をされているという状況でございます。

住所、電話番号というご指摘でございますけれども、民生委員の個人情報をどこまで開示するかという問題になってくるのかなと考えております。

利根町情報公開条例のほうからいきまして、ある意味、公務員ということで開示している情報の一部、ずばり地方公務員ではございませんけれども、そういった中で氏名と担当地区はお知らせしていいのかなと思っております。ただし、その中でも開示することにより個人の権利、利益を害するおそれがある場合を除くとなっておりますので、住所と電話番号はそこに当たるのではないかという解釈をしております。

でございますので、氏名と担当地区を広報で公表させていただいて、本当に全然関係ない人から電話がかかってきたりとか、手紙が来ちゃったとかないように、できるだけこちら側から住所と電話番号は掲載しないという方法をとってございます。

とりあえず以上でございます。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） それでは2番目にまいります。きょうは選挙管理委員長、どうもご苦労さまでございます。

次に2番ですが、18歳選挙権と選挙啓発についてお尋ねします。

公職選挙法の一部を改正する法律の公布により、18歳選挙権が拡大されました。そこで、選挙啓発と主権者教育については、選挙のあるなしにかかわらず、日ごろから選挙管理委員会としてはあらゆる機会を通して政治意識の向上を図ることが必要でございます。そして、ことしのいよいよ参議院選挙から新たに18歳と19歳の者が国政選挙や地方公共団体の長の選挙、議員選挙まで投票活動とか選挙運動ができます。

これは、次世代を担う若者の意見を政治に反映するという期待をかけて改正したものでございます。街頭演説や選挙公報などの情報を自分で集めて、選挙違反のないような正しい公明選挙ができますことを期待を持っています。

それにも、これにも、選挙管理委員長を長とする選挙管理委員のより一層のご活躍を期待しております。若い世代の投票率は年々低下しております。これは政治に余り面白くないと、そういう若者の政治離れではないかと思えます。きょうの質問でございますが、まず選挙管理委員長に、1番でございますが、18歳選挙権引き下げを柱とする選挙啓発事業、これは常時啓発も含めて、参議院議員選挙があるなしに関係なく選挙活動は常時啓発が大事でございます。常時啓発も含めて、利根町の選挙管理委員会はどういう選挙啓発をやっていますか。これをやっていたら、選挙違反とか何かは撲滅できると思うのです。そこで選挙管理委員長に、その気構えと心構えをお尋ねします。

○議長（井原正光君） 渡邊 譲利根町選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（渡邊 譲君） 利根町選挙管理委員会委員長の渡邊でございます。それでは五十嵐議員のご質問にお答えいたします。

18歳選挙権引き下げを柱とする選挙啓発事業について、常時啓発も含めてどのように行っていますかについてのご質問ですが、公職選挙法第6条では、選挙に関する啓発、周知等は選挙管理委員会の業務として位置づけられております。当選挙管理委員会といたしましても、選挙に関する啓発活動として選挙時啓発と常時啓発の2本立てで実施しております。

初めに、選挙時啓発であります。投票日、投票の方法など選挙に関するお知らせを、町の広報紙を初め、町のホームページにより周知しております。

そのほかにも役場、県道千葉竜ヶ崎線には懸垂幕や横断幕を設置するとともに、公共機関などにはポスターの掲示を掲げております。

また、投票日当日には広報車の町内巡回や防災無線、情報配信メールなどを通じ、投票の呼びかけを行っています。

また、本年7月に執行予定の参議院議員選挙におきましても、選挙権の資格、投票の方法など広報紙やホームページを通じ、同様に周知をしていきます。

次に、常時啓発としましては、選挙、政治への向上を図るために、新成人に対しては、先人式の式典時に選挙冊子の配布をしております。

また、利根中学校における生徒会の役員選挙の際に、投票箱や記載台の貸し出しも行っていきます。

また、住民に対しましても、町のホームページに選挙管理委員会のサイトを設け、選挙に関する情報をいつでも閲覧できるなど、常時啓発を行っているところであります。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） 今、非常に選挙管理委員長には幅広く選挙啓発について、学校を含めてご答弁いただきました。

2番といたしまして、私は有権者の意識の醸成についてお尋ねしたかったんですが、1番の質問で2番まで含めてご答弁願いましたけれども、もしございましたら、2番ですが、学校教育に対する民主主義を発信し、有権者の選挙意識の醸成ということについて、もしお考え等ございましたらご答弁をお願いいたします。

○議長（井原正光君） 渡邊選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（渡邊 譲君） 二つ目の学校教育に対して、政治や民主主義を発信し、賢い有権者を醸成する考え方についてのご質問ですが、近年は議員ご指摘のとおり、若者の政治や選挙に対する意識の低さが指摘されてきております。この問題は当町のみならず、全国的に同じ状況であります。

総務省の常時啓発事業のあり方等研究会の報告書の中では、若者の政治や選挙離れに対応するため、主権者教育の必要性が指摘されており、その教育への取り組みの推進が必要であると述べられております。

今後、主権者教育を通じ、未来の有権者が社会に参加し、みずから考え、みずから判断する賢い有権者が醸成されることを期待するものであります。

選挙管理委員会といたしましては、政治や選挙への関心を高める機会として、今後も県や教育委員会と連携を図り、若者が政治や選挙に関心を持っていただけるよう常時啓発を行ってまいりたいと考えております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） 確かに選挙管理委員長おっしゃるとおり、それが本当でございまして、利根町の選挙管理委員会といたしましては、日ごろから政治の話題をすとか、学校だけでなく家庭や地域で政治が身近に感じられるような工夫をしていると、本当に結構なことでございます。感謝申し上げます。

3番でございますが、ここで18歳に引き下げることによって投票人口はどのくらいふえますか。

報道を見ますと、全国で240万人を超えると、非常に有権者がふえます。また政治体制も変わってくると思うんです。世界の9割の国では既に18歳から選挙権がありますが、先進

国日本としては非常に遅いような感じがいたします。

そこで、利根町では18歳と19歳の有権者はそれぞれ何人ぐらいになりましょうか、その点もお伺いします。

○議長（井原正光君） 渡邊選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（渡邊 譲君） 三つ目の選挙の年齢を18歳に引き下げることによって、投票人口はどのくらいふえますかについてのご質問ですが、平成27年12月2日現在の選挙人名簿登録者数は1万4,603人であります。これに12月2日現在で満18歳以上の方を加えますと1万4,858人となり255人の増加となりますが、年齢別になりますと、満18歳の方は113人、満19歳の方は142人の増加となります。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） どうもありがとうございます。

今度は総務課長の選挙管理委員会事務局長に聞きます。

今度は18歳から選挙で大分ふえますけれども、選挙人の名簿の登録でございますが、この登録の方法には二通りあります。定時登録と選挙時登録と二つありますが、定時登録というのは法律で毎年何回やっていますか。それは何月でしょうか。

あとは縦覧に供してはいますけれども、その縦覧についてもあわせてお伺いします。

○議長（井原正光君） 高野選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（高野光司君） 資料がありませんので、ちょっと時間をいただければご報告させていただきたいと思いますが、よろしいですか。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） これは通告外ですから、後から資料でお願いできればと思うのですが。

○議長（井原正光君） 選挙管理委員会書記長、後から資料を提出してください。

五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） これで選挙関係は終わりました、次にまいります。今度は農業関係です。福祉から選挙に行って、きょうは農業で終わりです。

3番ですが、以前は農業構造改善、今は基盤整備という名称に変わりました。私も文地区にずっと住んでいますので、文地区には相当関心を持っていますのでお伺いします。

これは文地区ですけれども、基盤整備の名称は利根西部地区基盤整備事業という名称だそうですね。農業の持続的発展を図るため、分散しております農地をまとめて区画を大きくして汎用化を図り、大型機械を入れて生産性を高めると。そして、担い手に農地を集約すると。

以前は自作農創設で農地を細分化したのを、今度は大規模化して大地主、農業法人とか、これは世界の潮流ですから、そうならざるを得ませんけれども、そこで文地区の基盤整備について限定してお伺いします。

これは名称ですが、250ヘクタールぐらいあると思うのですが、利根西部地区の農業の基盤整備事業の概要についてお答えください。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それではお答えをいたします。

答弁のほうが必要な長くないので、(1)、(2)、(3)と、全体の資金計画について、また国、県、町、地権者の負担割合等は、それと関連事業についての公共事業の負担についても一括して答弁してよろしいでしょうか。

それでは、農業基盤整備事業の概要についてのご質問にお答えをいたします。

まず、事業区域はフレッシュタウンとニュータウンの北側から産業道路までの文地区、一部布川地区も含まれますが、その地域になります。

区域全体の面積は244.1ヘクタールでございます、そのうち、田が227.4ヘクタール、畑が16.7ヘクタールとなります。

工事の内容は、整地工として244.1ヘクタール、道路工として幹線及び支線を合わせて34.9キロメートル、それと水路工として用水機場の設置が8カ所及びパイプライン。そして排水路工として幹線排水及び小排水を合わせて31.3キロメートル、暗渠排水工として227.4ヘクタールの計画ということになってございます。

それで、(2)の全体の資金計画についてのご質問にも、あわせてお答えいたします。

概算工事費が55億3,000万円になり、工事費の負担割合は国が50%、県が27.5%、地元負担が22.5%となります。

3番目の関連事業についての公共事業の負担についてということですが、関連事業についての公共事業は、現在のところ計画はされておられません。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） 1番、2番、3番を総合的に答弁ですが、総事業費が55億3,000万円、国が50%、県が27.5%、地元が22.5%ですね。これについての地元負担というのは、これは町のほうと地権者の負担でしょうか。

○議長（井原正光君） 大越経済課長。

○経済課長（大越直樹君） それでは、お答えをいたします。

22.5%の負担は、農家と町の負担を合わせて22.5%でございます。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） そうしますと、簡単に計算しますと、よく農家のほうでは1,000平米当たり地権者負担となりますけれども、1,000平米に換算しますとどのくらいの負担になりますでしょうか。

事業というのは展望がないとできないんですけれども、地権者の負担できる、耐えられる限度がありますね、大ざっぱですがどのくらいになりますか。

○議長（井原正光君） 大越経済課長。

○経済課長（大越直樹君） 農家負担を12.5%で負担をしていただいた場合、10アール当たり32万円のご負担となるような計算でございます。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） そうしますと、地権者の負担が300坪、1,000平米で32万円ぐらいだそうですね。確かにこの文地区については、地形的にも東文間とか文間地区と比べますと農村集落が自然発生的に散在しております。ですから基盤整備する場合も、これは面的整備ですから地盤の高さ、あと区画の状況、地形等ありますから、文地区はほかと比べると立地条件が余りよいようではないですね。

現在、文地区の水田の地価ですが、今すごく安いんですね。これは売る人、買う人の相場が決まりますけれども、想定外の、考えられないような値段で売買しております。そうしますと、こういった地価が安いときに30万円以上の負担というのは、相当いろいろな方策を考えないと基盤整備が途中で頓挫してしまうとか何かありますけれども、やはりやる場合には、今、各地区で役員が回って同意とか話していますけれども、しっかり役場がやらないと、途中で腰折れしちゃって基盤整備が頓挫しちゃいますので、その資金計画をみっちり経済課長、お願いしますよ。

その点の方針について、ただ町は、これ机上で計算したはいいいけれども、実際にお金というのは自分で出すわけですから、事業費の捻出について、事業計画についてはしっかりやらないと事業に着工できませんけれども、その点の方策は経済課長、お願いします。

○議長（井原正光君） 大越経済課長。

○経済課長（大越直樹君） それでは、お答えをいたします。

確かに五十嵐議員おっしゃるとおり、今、利根北部地区で基盤整備をやっている価格とは大分高い状況になっております。この地区に利根西部地区の農家負担、これをいかに安くするかというようなことで、今、地域の皆様と国のソフト事業を活用して担い手に農地の集積を図ると、その集積の率によりまして、農家負担の部分に対しまして国のほうの助成が受けられると、それを活用しながら進めていかないといけないのかなと思っております。

今、この事業に関しましては、担い手への集積、最低50%を集積いたしませんと事業採択にはならないという担い手向けの事業でございます。地区の農地、今、アンケート調査をいたしまして農地をお願いしたいという人が60%ちょっと超えるという現状でございますので、その60%を担い手のほうに集積いたしますと、国のほうからソフト事業といたしまして、負担としては5.5%の助成が受けられるということになりまして、10アール当たり概算で15万9,000円ぐらいまでは下げられる方法があると、ですから、そういうソフト事業を極力活用して農家の負担を下げるというところでの取り組みを、強力に推進したいと考えております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） 実際の圃場整備の面積に対する整備はいいと思うのですが、町長のお考えですけれども、基盤整備に対する関連事業、自然発生的な集落ですから、道路の入り口、家屋ですね、家の入り口とか何かありますけれども、こういったものも住宅地の負担はできないので、ある程度町のほうで長期債務、債務負担行為でこういったものも可能性があれば、環境整備としていろいろな方策を考えて、国や県の資金を導入して公共負担もある程度やむを得ないと、そういうことも考える必要があると思うのですが、やはり農地を持っている人の同意もいいけれども、そこに住んでいる非農業者の方もいると思うのです。ですから、自分の住んでいる回りを基盤整備をやって1軒だけ残らないで、非農家の方の意見なども聞いて、農地の所有者以外の方の意見は聞いていないような感じがするんですね。ですから自分の住んでいる回り、ある程度相談してやって、今以上に基盤整備で農地の面的整備と同時に生活環境の整備も含めて公共的な負担もある程度はやむを得ないという考えですけれども、大越経済課長にそういう点もお尋ねします。

○議長（井原正光君） 大越経済課長。

○経済課長（大越直樹君） それではお答えをいたします。

生活環境のほうも含めてというお話かと思うのですが、そうですね、農業の予算でございますので、とりあえずその農業の事業の範囲の中で、その周辺の生活環境の整備ができる部分、そういうのは極力地元と協議を重ねながら進められればと考えております。

○議長（井原正光君） さっきの五十嵐議員の質問に対する答弁を求めます。

高野選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（高野光司君） すみませんでした。資料が届きましたので報告したいと思っております。

公職選挙法の規定によりまして、定時登録につきましては3月と6月と9月、12月の4回、登録をしております。

また、縦覧期間につきましても、約5日間ほど縦覧するというところでございます。

○議長（井原正光君） 五十嵐辰雄議員の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午後1時56分休憩

午後2時05分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次の8番通告者は議長である私です。会議規則第53条の規定により議席に着きますので、議長の職を副議長と交代いたします。

副議長は議長席をお願いいたします。

〔議長井原正光君退席、副議長五十嵐辰雄君着席〕

○副議長（五十嵐辰雄君） 議長の質問等発言の間、副議長である私が議長の職を務めま

す。議事運営にご協力をお願いいたします。

一般質問通告順により、8番通告者、12番井原正光議員。

〔12番井原正光君登壇〕

○12番（井原正光君） 8番通告、12番井原正光でございます。

私は利根町総合戦略について執行部にお尋ねしたいと思います。

先月の2月18日、利根町まち・ひと・しごと創生戦略会議案が、議会全員協議会が開かれたその席上で配られました。資料は推進会議あるいは本部会議等でもって既に意見、提案等、予告を出してもんできたというお話がございまして、議会のほうといたしましても、それら推進会議のほうで検証されたというようなこともあって、大した議論もしないで、意見も出ないで、これを了解したということになっております。

私は議会の役割について、きょうは傍聴者の皆さん方もおりますので、後で申し上げたいと思いますけれども、議会で議論を尽くせなかったということについて大変反省をしているところであります。

地方創生に関わる諸方策等については、学識経験者また執行部等から詳細な説明をお聞きして、議会として調査、検討をすべきだったとも思っています。また、議会でも特別委員会等が設置してあることから、もう少し議会活動を活発にすればよかったなという点で反省をしているところであります。

今後、町は総合戦略によりまして地方創生に関する施策を総合的、計画的に実施するということは大変重要なことであります。町がいかに関与性を発揮して地方政策に取り組んでいかれるかということが、今後の重要な課題になってくると私は思っております。議会といたしましても、努力をしていきたいと思っております。

さて、昨今、急速に進展する人口減少あるいは高齢化、高齢人口の上昇を背景に、人材不足などの将来の地域活性、地域経済・活力の低下が懸念されている中で、どのようにしたら地域の活力が維持、増進できるか、今、地域間競争が始まっているところであります。

みずから考え、掲げた目標の実現に向けて、この策定した利根町総合戦略が人口減少の歯どめとなり得るのか、その取り組みが強く求められているところであります。

2月26日に2015年10月1日現在の国勢調査の結果が新聞に載っております。全国的に人口は減っておるわけでございますけれども、茨城県人口は291万7,857人ということで5万1,913人の減少、また県南を中心として8市町村の人口が若干伸びておりますけれども、利根町は残念ながら1万6,301人ということで1,172人の減少ということになりました。こういった減少が続く中で、利根町としても地方創生は待ったなしの重要な課題であると認識しております。

そこで、このまち・ひと・しごと創生戦略に掲げてありますように、いろいろな事業が盛りだくさんありますから、利根町が目指す目標を、町長の口から改めてお聞きをしたいと思っております。

○副議長（五十嵐辰雄君） 井原正光議員の質問に対する答弁を求めます。

遠山町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） それでは、井原議員のご質問にお答えをいたします。

利根町が将来なくなるかもしれない。この意識の中で、利根町が目指す目標についてのご質問でございますが、総合戦略の最大の目的は、人口減少に歯どめをかけるための施策を展開し、一定人口を維持することにより町を存続させるということでございます。

利根町が目指す目標ということでございますが、まさしくそれを計画にしたものが総合戦略でございます。これまで議会全員協議会におきましても、町総合戦略案の説明を4回ほど行っておりますので、議員ご承知のことと思っておりますか、町総合戦略では六つの基本目標を掲げまして、それぞれに数値目標、基本的方向、具体的な施策・事業を掲載しております。

それぞれの目標達成のための展開方法でございますが、これまで進めてきました子育て環境の充実を主軸に、教育環境、健康福祉、農業の基盤強化などの施策に取り組みながら、シティプロモーションに力を入れ、利根町の魅力を町内外に情報発信することにより、その結果、移住・定住が促進され、総合戦略の本来の目的が達成されていくものと考えているところでございます。

○副議長（五十嵐辰雄君） 井原議員。

○12番（井原正光君） 先ほど議会の役割についてということで、後で申し上げるということをお願いしました。ぜひとも、我々議員もそうなんでありましてけれども、傍聴者の皆様方にもそういったことについて、議会の役割ということについて理解をしていただくために、ちょっと申し上げたいと思います。

議会の役割というのは、普通言われているように、執行機関の監視機能、それから、もう一つは政策立案機能、この二つが言われております。

この執行機関の監視機能でございますけれども、2011年の朝日新聞の記事があります。2007年から4年間で首長が提出した議案、これを一部も修正をしないで丸飲みでそのまま通したというのが1,797議会のうち50%あるという記事があります。ですから、果たして執行機関に対する議会の監視機能が発揮されているかどうかというのは、大変疑わしいわけでございます。

それから、政策の立案機能でございますが、これは予算に関する条例というのはいわゆるできないわけでございますけれども、地方自治法の112条に、議員は議会の議決すべき事件について議会に議案を提出することができる、こういうふうになっています。この件についても、これは毎日新聞なんですけれども、やはり2011年の記事に、議会として1本、1議案、1条例以下に限定しても、98%の議会が条例を提出していないという結果が報告されております。

地方自治法の第1条第2項に、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施すると、このようになっています。この地方自治体は住民の福祉の増進、これは地方公共団体というのは議会も含むわけでございまして、議会の役割というのは住民の福祉の増進を図ることであるとも、私は思っております。

この住民という意義なんですけれども、これは定住人口と交流人口に分かれていますね。定住人口というのが生活圏がここにある、利根町にある人間、これを定住人口と言います。それから交流人口というのは、行き交う人ですね、あるいは訪れる人等、これはこの戦略の中でも後で申し上げますけれども、大変私は重要な要素を持ってくると、地域の活力あるいは増進に大きくかかわってくるのが、この交流人口だと思っております。

それから、住民の福祉の「福祉」という言葉でありますけれども、これは言葉を変えれば幸福感かなと、その地域で幸せに生活できる、しているということが、その幸福感ということになるのかなと私は思っております。

ちょっといろいろ見てみましたら、余り英語は知らないんですけれども、ハッピーという言葉であらわすそうなんです、これは英語でありますけれども、スカンジナビア語であるということで、よい巡り合わせという言葉、それが喜ぶ、うれしい、あるいは自分にとって大変好都合であるということから、この幸福という解釈になったという言葉が言われています。

このように、議会の役割というのは大変重要なことございまして、こういう住民とのもっと身近に関わり合うことをしない、これが議会に対する住民からの不信感につながっていくんじゃないかと、一つの原因ではないかと思っております。

きょう傍聴者の皆さん方をお願いしたいのは、議会報告会が4月16日に開催されますので、ぜひとも一般質問ばかりでなくして、その議会報告会にもぜひ出席していただきたい。

あともう一つお願いは、来週の月火水と、この創生に絡んだ利根町の新年度予算が特別委員会によって審議されます。これも傍聴できますので、ぜひとも傍聴に来ていただきたいと、そのように思っておる次第でございます。それでは、質問に戻ります。

実はこの前、資料として利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略案に対するパブリックコメントの意見と町の考え方というのをいただきました。このパブリックコメント、わかったような、わからないような言葉なんですけれども、清水企画財政課長、これは端的に言うとうどういうふうに解釈したらいいでしょう。

○副議長（五十嵐辰雄君） 清水企画財政課長。

○企画財政課長（清水一男君） パブリックコメントの制度のことでございますけれども、全町民に今回案を示して、全町民から意見を取り入れるという制度がパブリックコメントでございます。

○副議長（五十嵐辰雄君） 井原議員。

○12番（井原正光君） 全町民からの意見を取り入れる、聞くと、このパブリックコメントの意義というのは、それはそれなんだけれども、意見は求めるんだけれども、それらを考慮してこの戦略をつくるんじゃないんですか。

これをちょっと見てみますと、まず町の考え方、そこの回答を出しちゃったんですね。この回答を出す前の段階で議会等には、実はこういう町民の意見がありました。議会ではどうですかと意見を求めてほしかったんですよ。しかも、この取り入れるんじゃなくて、この回答を見ると、ほとんどが否定的な言葉なんですね。それは難しいとか、あるいは検討しますとかということなんですよ。

これからまち・ひと・しごと創生総合戦略、町をいかにしたら生きていくかというのは、これは大変難しいことなので、一言で言えば挑戦なんです。挑戦、挑戦する、難しいことに挑戦する、やっていないことに挑戦する、そこから町の生きざまを見つけていくというのが、この戦略なんですよ。私はそう思っているんです。

ですから、町民の意見が否定されていますから、その意見は聞いたんだけれども、果たしてこの戦略の事業の中に入っているかどうかは不明なんです。きょうはそこは聞きません。聞きませんが、大変パブリックコメントの意義が何か薄れているような感じがします。

それでもう一つ、つまらない話をお聞きしますが、安倍総理が3本の矢を出しました。最初に出したものと2本目に出したものというか、最初に3本出したものと、後から出した3本の矢というの、これ言葉はちょっと違うんですけども、GDPを490兆円から600兆円に引き上げると、強い経済を目指すんだと。もう一つは子育て支援で出生率1.8%の実現を目指す。三つ目は社会保障ですね、これを介護離職ゼロを目指す、この三つを掲げてあるんですが、ある政府の人がもう一つ矢があるんじゃないかと、このように言ったんですが、これはご存じでしょうか。

○副議長（五十嵐辰雄君） 清水企画財政課長。

○企画財政課長（清水一男君） まことに申しわけありませんけれども、今の3本の矢は存じ上げているんですけども、もう1本の矢は知りませんので。

○副議長（五十嵐辰雄君） 井原議員。

○12番（井原正光君） 実はもう一つ矢があるんじゃないかと、これが何の矢だか、皆さんはわかると思うのです。挑戦するんですから、何でもやる矢ですよ。何でもやってやろうという矢、実はこれは自民党の国家戦略本部の事務局長である後藤田正純氏が言った言葉なんです。本部長ですよ。ですから、私はこの言葉を覚えていて、なるほど、3本の矢、そうだよな、確かにいろいろな事業そのものはやるんだけれども、その三つの矢をどうやるか、その何でもやってやろうという、その挑戦する気持ちがなければ戦略は達成しないと私は思っているんです。

ここにあるように、町民の意見を聞きながら、全てできない理由を並べている。これで

は何にもならないですよ。できない理由を並べるのではなくて、それに挑戦する、それが今後の役所に必要なことだ、大事なことだと、私はそれを思っています。つまり、皆さん方の意識改革をぜひともお願いしたい。でない、このまち・ひと・しごと創生総合戦略の中にある、今、町長が言いましたような目標の達成にはおぼつかないと私は思っております。

そういうことで、一つ一つこの事業を、基本目標1「とことん子育て応援“TONE”プロジェクト」、その前にもすばらしい言葉があるんですけども、総合戦略のコンセプト、つまりこれは「都会の色」に対して「田舎の色」、「都会の音」に対して「田舎の音」、この音をいろいろな事業に醸し出すというのが大変難しいのかなと、でもすてきな言葉だなと思うんですけども、それはそれでどのようにこの音を演出し、外にPRしていくのか、広告していくのか、これは期待しております。

そこで、この子育てなんですけれども、ここには生まれた人の手当を幾ら出しますよ、こうしますよというのは書いてあるんです。書いてありますけれども、その前の段階がないんですね。じゃあ利根町の未婚率、これはどのぐらいなんですか。清水企画財政課長、お聞きします。

○副議長（五十嵐辰雄君） 井原議員。

○12番（井原正光君） これは2010年の結果なんだけれども、利根町の20歳から39歳までの女性の未婚率58.29%、これは県内ビリというか、逆に言えば一番低い。男性についても67.6%、これも県内で一番低い。この未婚、これをまず解決しないと何にもならないと思うのです。出発点が違うんですね。

行政の方は、生まれてきたら手当を厚くする、それはそれでいいんですけども、その前の段階でいかに男女を会わせるか、いろいろ生涯学習センターあたりでそういう催しをやったというのも聞いているんですけども、何か余り成果が上がらないような感じがします。そういうことで、未婚をなるたけなくすということが、私は人口増につながる一番の根本だと思っています。

では、担当課はなぜこのように少子化が進んだのか、いろいろ考えて会議の中や何かでもって議論したと思いますので、その辺の内容も含めてお話いただければと思います。

○副議長（五十嵐辰雄君） 井原議員に申し上げますけれども、一般質問の通告ですけども、非常に総論的なものでありまして、答弁のほうはその都度用意していないのが多うございまして、具体的なことの答弁は差し控えるしかないと思うのですけれども。

井原議員。

○12番（井原正光君） 時間がもったいないので、町長に聞いたのは、どういうことかと聞いたら、ちゃんと基本目標が幾つ幾つあるとおっしゃいましたから、それについて一つ一つお尋ねしているんですから、時間がもったいないですから、ぜひともその辺は寛大に議事を進めるようお願いしたいと思います。

つまり少子化がなぜ進んだのか、利根町ではなぜそういうことが進んでいるのか、なぜ結婚未婚率が多いのか、これは議論をする必要があると思うんです。そういうことを議論して、根本的に何があるかを探って、それからこの政策を立てていく、私はそれからこの政策を立ててきたものと思っているから、町長に一番最初に何がということでもって聞いた。そうしたら、この基本目標を幾つか挙げていただいたから、それに基づいて聞いているんです。違う答弁であれば、そのように私は聞きました。ですから、私はこれは対策が不十分であると言わざるを得ない。

お金は確かに出してあるんですけれども、今言ったように未婚があるということは、これは精神的なサポートが必要なので、その精神的なサポートの面がうたっていないんです。これが一番大事だと思っています。

男性にしても、最近は大変草食系の男性がふえたと言われていまして、じゃあ草食系の男性がふえたのであれば、女性は強くなったのだから女性のほうからアプローチする、そういう対策を何か持っていくとか何か、その辺の対策が私は必要だなと思ってお聞きしております。

次に行きます。第2の目標「学力と心を育む“TONE”プロジェクト」、この中で利根町の特性を活かした教育プログラムを提供しますということになっているんですけれども、教育長、この「利根町の特性を活かした」と言いますと、先ほど言ったように、自然と音といったことで、今この教育プログラムはまだつくっていないかもしれませんが、どういうふうに考えておりますか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○副議長（五十嵐辰雄君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 「学力と心を育む“TONE”プロジェクト」の中で、町の特性を活かした教育プログラムの提供ということのご質問がありました。

利根町の実態を考慮しまして、町としてどのようなものを教育の中に取り入れていくことが有効活用であるかということをも根本的に考えまして、まずは地域性、これを一番的に考える必要があるのかなと思います。

その地域性に基づきまして、子ども達にどのような教育が必要かということで、今までの一般質問でも述べさせていただきましたように、具体的に英語や算数、数学の基礎学力を定着させる、そういう取り組みをやっていけば利根町の学力が上がる。そのことによって、きのうも言いましたけれども、利根町で学力向上することによって、ほかの地域からも定住してくるような人たちをふやしていきたいと。

また、生涯学習におきましてもいろいろな取り組みをされていると思います。私もまだ1年間しか教育長をやっておりませんが、その中で公民館行事を含めて、地域の方々がいちいち学校教育や生涯教育に力をかけてくれております。そういうの方々のご尽力により、子ども達への教育をさらに高めていくということが、これからの課題なのかなと思います。

○副議長（五十嵐辰雄君） 井原議員。

○12番（井原正光君） 今は教育長、学力を中心に挙げましたけれども、きのうでしたか、その前でしたか、この場でも人づくりという言葉を使った人もおりますけれども、地方創生の主役というのは、私は人だと思えます。人材だと思うのです。教育長が言っている学力をつけるという意味と、私は違った意味で、また子ども達が大きくなって利根町で学んだ地域の誇りと愛着、そういう教育のカリキュラムが必要だと思っているんです。

そういうことによって地方に出ても、全国に出ても、また利根町のおいを嗅いで、魚ではありませんけれども、利根町がやっぱりよかったなというふうに思える、そういう教育を私はしてほしいんです。何と言いますか、私は学力ばかりじゃないと思っています。

既に決まってしまったことなんですけれども、前から思っていたことをちょっとお話しますと、実は東文間小学校の跡地なども、あれも知の館として多くの人に本当は利用してもらいたかったんです。お金は入りませんよ、財政的には入りません。逆に出ていくかわかりませんが、利根町おこしとしては、活性化させるためには、そういったことも必要だなと考えていたんです。

行政のほうからは、4回も議会に諮ったんだ、提案したんだという話もありますけれども、何回提案しても、ただ提案しただけで、その中で議論をするという時間、その空間が必要なんです。そこでいろいろな方向が見出していけると思うので、ぜひとも教育長にも、もし私の言っていることに、少しでも、ああそうかと思ってくれるのであれば、この教育プログラムの中にそういうことを盛り込んでいただきたい、このように思います。

次に移ります。基本目標3ですけれども、これはきのうも新井滄吉議員が言っていました。また、認知症の方の事故があって、家族がその賠償するか、賠償しないかの記事も、私ここに挟んでおりますけれども、ともかくといたしまして高齢者がふえる中で、高齢者の健康の問題、介護の問題、予防の問題、いろいろな問題が今後絡んできますよね。きのうの一般質問の中で、今後は地域包括支援センターを中心にいろいろ面倒見るんだということになっていきますけれども、これは町の大きなケアであって、これから介護予防、医療、専門的な面からするとちょっと難しいんですけれども、小さな単位でその組織づくりをして、それで地域で見守るとするのが国の方針じゃないですか。その方針がこの計画の中には見当たらないですね。

ですから、その辺も、ただ利根町全体の中でセンターを中心に在宅介護を進めるんだと言っても、私はピンと来ないんです。国の方向ではそうじゃない。また、利根町でもこの1月から既にそういう生活支援等のものが始まったと聞いたんですけども、事業そのものが始まって、実際に組織化されないで、それがただ行政のほうでは進んでいますよと、そういう事業を始めましたよと言っても、集落でもってそういう体制ができていなければ何にもならないと思うのです。ですから課長に、ここには載っていないけれども、実はこういうふうに進めているんだよということであれば、現状を話してみてください。

○副議長（五十嵐辰雄君） 石塚福祉課長。

○福祉課長（石塚 稔君） それでは、お答え申し上げます。

1月からスタートしましたのは介護予防日常生活支援総合事業ということで、町長も答弁の中で申し上げておりますが、2025年を目途に地域包括ケアシステムを進めていくということでございます。その一つとして五つぐらい体制整備の事業がございまして。

一つは、今申し上げたもの、それから、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合推進事業、生活支援体制整備事業、地域ケア会議というようなことで、今申し上げた五つの事業は、その地域包括ケアシステム構築の基礎となる事業、サービスをつくったりということになっていくわけでございます。

この法律のほうで、2025年を目途に地域包括ケアシステムを進めろというようなことがございまして、議員ご指摘の部分は地域づくりのほうではないかと思っておりますが、それにつきましては生活支援体制整備事業を進めておりまして、昨年の9月から協議体というネットワーク会議というものをつくりまして、その中に3部会つくっております。地域づくり部会、サービス部会、介護予防部会ということで、委員24名いるんですが、8人に分かれまして、委員が真面目にその中でこういうふうに進めていこうという協議を始めたところでございます。

その中の地域づくり部会の中で、今後どういったメニューで地域づくりを進めていくかということを検討していくような方向でいっております。

ここの総合戦略の中でも、49ページに少し触れておりますが、その辺のところは概略的なものでございます。

○副議長（五十嵐辰雄君） 井原議員。

○12番（井原正光君） 支え合いによる地域包括ケアシステム、これはぜひとも早急につくってもらいたいと思います。

ただ、自助・共助・互助・公助の連携が必要だと言われておりますけれども、その中で特にボランティア関係の互助、この関係の地域での取り組みをされておりますけれども、この辺の助成というか、援助制度がないんだよね。これが崩壊するもどだと思ふのです。この辺を今後考えてもらいたい。

やりたい人はいっぱいいると思うのですがけれども、ある程度何かその辺の補助的なものの援助がないと難しいのかなと思っておりますので、その辺の整備、生活支援コーディネーターも含めた中で充実を図っていただければと私は願っておりますので、この中には入ってこないというか、文言が見当たらないんだけど、その辺を実際やる時にはお願いしたいんです。

地域包括支援センター総合相談の延べ件数、26年度は211件、目標は31年度は338件とあるんです。こういうのは目標じゃないよね、こういうのは少なくするのが目標であって、相談件数を多くする目標というのはあり得ないんだ。こういうのは何と云うのか、見ていて外部に出しても何かおかしいような感じがするので、気をつけてもらえればと私は願っ

ております。

次に行きます。「住むなら“TONE”プロジェクト」ということで、私はこれが一番今回の目玉だと思うのです。このシティプロモーション、これも意味がよくわかっていないとなかなかできないんですね。進まない。シティプロモーションをサイトでもって閲覧すると、このシティプロモーションという意味はこういうものじゃないですよ。全然違うんじゃないですか。

ですから、私はここで申し上げますけれども、先ほど一番冒頭に申し上げた交流人口、いわゆる観光面です。利根町に来る人間を多くしようとする政策、そして利根町ではこういう魅力ある町ですよということをPRする。シティプロモーションというのは営業ですから、利根町が営業する。営業の内容は何だと言ったら、花火大会とかスポーツイベント、伝統文化の継承、これだけでは来ませんよ、どこだってこれやっていますから、もっと何かなかったのか、私もいろいろ考えてみましたが、ありますよ。

一つは2019年に茨城国体があるじゃないですか。あれで利根町、何をやるんです。ウォーキングコースとか何かになったじゃないですか。これらをPRするんですよ。あと3年ちょっとかな、これらを大々的にPRして、利根町はこういうふうなことでやります、全国から人が集まります、その数何と、わかりませんが、何万人以上は来ます。そうしますと、利根町がその人たちに知られて、帰ってから利根町という町が宣伝されるわけです。ただ、今のところ何も用意していないじゃないですか。どこを歩くのかもわかっていない人もいます。これはコースとか、そこに来る人のお茶飲み場とか、あるいは利根町の特産品をそこで大々的に見てもらって、買ってもらうという、そういうことをやらないと、今からでは遅いんですね。

県も新年度の予算から2019年に向かって予算化されましたけれども、ぜひとも町長、これは補正でも何でもいいですから、利根町のPRですから、今からひとつ考えてみてください。これは国体が終わっても、利根町がいいとなればどんどん来ますから、こういうことをPRする、それがシティプロモーションですよ。

もう一つあるんですよ。それはウェルネススポーツ大学です。これをPRしなきゃだめなんです。おらが町には大学があるんだ、けんかしているばかりじゃないんですよ。遠山派だ何だなんて、あんなのはそっちに置いておいて、要はウェルネススポーツ大学というのは利根町にあって、学生たちがいっぱい来ている、うようよしている、利根町は昔の東京の神田のまちと同じだ。若者が来ますよ。そんなに利根町というのは若い人がいるんだとなれば、必ず来るんです。

こういうふうにPRすること、魅力をPRする、これが一番私は大事だと思っています。

国内からも、外国からも学生が来ているんですね。この学生に利根町のよさを見せれば、必ずその人たちが地元の自分のところで宣伝するじゃないですか。こんな安いPRの方法、どこにありますか。

もう一つは、都市対抗野球ですよ。県内で都市対抗野球やっているの、どこどこですか。日立、鹿島、あともう一つあったな、あとは茨城ゴールデンゴールズですか、それと利根町ですよ。すばらしいじゃないですか。

利根町に住んでいる一人一人が、議員を初め職員の皆さん方が、自分の町を誇れる町だと、私の町ではこういうものがあるんだよ、それを語る自信、しゃべらなければだめなんです。それをしゃべることによって、利根町というのは活気づいていくと思うのです。それをPRすること、それを営業すること、それがシティプロモーションの精神だと私は理解をしております。

時間が余りないのでどんどん自分の考えだけ述べて終わりにします。

そういうことで、町のイメージの向上、これをぜひともやっていただきたい。子育てもいいでしょう、介護もいいでしょう、そればかりでなくて若い人が住んでいる町だよ、若い人が活気に動いている町だよというイメージを、ぜひともPRしていただきたいと思います。

次の「働くを応援する“TONE”プロジェクト」、これは農業関係なんだけれども、安定的に経営する中小企業の増加に向けた支援云々と言葉はいいんだけど、大越経済課長、町のこういった各種業種別の実態というの、知っていますか。わからないよね。そういうのをデータをもとに、じゃあどうしたらいいか、どこに力を入れていったらいいのかとやらないとだめなんです。私はそう思いますね。

これは第1次産業も、第2次産業も、第3次産業も県内下から1番目か2番目、一番低いんですよ。まして製造業、建設業、卸売業、こういったのもみんな下から1番目か2番目、そういった中で言葉だけ踊っても、支援しますと言っても、支援の内容なんか何だかわからないじゃないですか。これじゃ活性化にはならないと思いますので、実際に商工会と膝を交えて、今後どうするかということ話し合うときには、これには載っていないけれども、本当に実際のことをぶつけて、その中で事業を展開していってほしいと私は思っております。

それから、その裏にある土地改良事業、先ほど五十嵐副議長も聞いていましたけれども、これは環境整備について、もやもややっていたけれども、ぜひ負担金ゼロにしたいよ、幾らでもできるんです。今まで私、ゼロでやってきたじゃないですか、要するに行政が入り込めばできるんですよ、余り入り込まないのは指導しなきゃいけないんですよ。これは町の土地ですから、町内の土地ですから、24.9平方キロメートルというのは交付税の対象になっている町の土地です。

それで、これからその西部地区、いろいろ問題があるんですよ。フレッシュタウンの後ろの排水、あれなど大体、道が偏ってきている。それから、大雨等については、あの辺が大分水が冠水する、そういった対策をどうするか、強制排水するのかどうかということ、そこに住む人たちの生活環境を上げるのには、土地改良事業の中に行政が入り込

んで補助金を引っ張り出してやるんですよ。そうしないとできないですよ。まして、布川自治地区の地権者なんか、恐らく1反歩持っている人少ないでしょう。そういう人が、そういう家庭が反当50万円、60万円、そういうことを言ったって手放すわけじゃないじゃないですか。事業に参加しませんよ。もう少し違う方法を考えてやればいいじゃないですか。さっきの農用地利用も、あしたちょっと質疑しますけれども、ああいった中で考えてやる。

それともう一つは、農業を利根町の基幹産業なら基幹産業にするためには、こういう事業がいい機会なんですから、その集約化がどうのこうの何て言わない、集約化は自然と図れるように集落に入って、集落営農の組織化をして、それから、営農法人化、それで法人化したらぶん投げてやる、法人化するまでは行政で面倒見る、そういうふうにはやらないと先に進まないですよ。

いろいろな補助体系なども出ていますけれども、近代化利子も、今これはゼロでしょうよ。これ誰も見なかったら、利子補給するんだって、しかし何の利子補給するんだかわからないじゃないですか。今はゼロだよ、ゼロ。

そういうことで長期的に見て、本当に利根町をよくするのであれば、行政がみずから手を挙げて住民を引っ張っていく。そういう気持ちが私は必要だと思っております。

以上、べらべらおしゃべりしましたけれども、本当は議会のほうに示された中でいろいろ時間をかけて、もっともっと議員の皆様と、同志の皆さん方と議論して、本当に利根町が活力ある方向に向けた総合戦略をつくりたかったと思っています。まだまだありますけれども、ちょっと見た私の意見はそういうことです。いろいろけちをつけたような形になっていますけれども、自分の考えを申し上げました。

こういう大きな戦略については、私にわからないという疑問、それから、理解できないという不安を常に持っています。それは自分の置かれている立場から来る責任、もちろんそれもありますけれども、思いを述べてこの戦略に関与した者として、事業を実行するという責任の上に立てば、事業の内容を少しは理解しようとする努力、これが必要だし、これはいずれ公表するのですから、これを公表することによって自分が計画に関与したという責任が当然出てくるわけですね。ですから、今度は住民と対話した場合に、つくった者として説明できなきゃ困る、そういう不安があるんですよ。ですから何でも知りたいんです。

もちろん職員の方はこれ全部全てわかるでしょうけれども、議員もある程度住民の方に、実は今度つくったまち・ひと・しごと創生の総合戦略というのは、これこれすばらしいものだよと、これからの利根町の方向性に希望の持てる計画だとしゃべれなければ、話ができませんと大変不安だと思っております。

最後になりましたけれども、この中の管理職の皆さん、本部の委員でしょうから、これに携わった思い、今後の町の将来はということいろいろ意見を交わしたと思うのですが、まだまだ議論が足りなかった、こういうこともこの中に反映させればよかったの

かなという思いがあろうかと思しますので、特に何名かの管理職の皆さんは今後引退されるということで、後輩にこの事業を譲られるわけですね。自分は本当はもう少しやりたかったという思いの方もいるだろうし、ああこれで後は一抜けたと思っている方もおるかもわかりませんが、これからの町のために、それから、この計画が完全に遂行できるように、後輩にアドバイスと、今回最後の議会ですからひとつ辞められる方、一人一人の思いをひとつ求めて終わりにしたいと思います。

どうぞ退職されてからも、皆さん方の豊富な知識、それを地域に生かして、この利根町のためにどうぞ活躍されることを心から切に願っております。では、高野総務課長からひとつお願いいたします。

○副議長（五十嵐辰雄君） 井原議員、質問ですか。質問はありますか。

○12番（井原正光君） 質問じゃないですよ、考えです。今まで長くやってきた、これに携わってきたでしょう、その思い、また何か言い足りないことがあるかもわからないので、その辺のことで後輩に残す、託す言葉もあるでしょうから、ひとつその辺お願いしたいと思います。

○副議長（五十嵐辰雄君） 井原正光議員の質問が終わりました。

質問が終わりましたので、議長の職を交代いたします。

〔副議長五十嵐辰雄君退席、議長井原正光君着席〕

○議長（井原正光君） 以上で、3日間にわたり行われました通告による一般質問が終わりました。

○議長（井原正光君） 日程第2、議案第9号 平成27年度利根町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案に対し質疑の通告をされている議員は5名です。

これから本案に対する質疑を行います。

通告順により、11番五十嵐辰雄議員。

○11番（五十嵐辰雄君） 質疑をいたします。

議案第9号 平成27年度利根町一般会計補正予算（第5号）でございますが、11ページ、歳入、款項目ですが、総務費国庫補助金の7番で地方創生加速化交付金1,664万8,000円、費用対効果を説明してください。

次に、歳出で37ページです。款項目の5番の農地費、19番の負・補・交で利根西部地区基盤整備事業131万円の減でございます。当初に620万円の予算化をしてありますが、補正の理由は事業費の確定という説明でございましたけれども、その事業の内容の説明をお願いいたします。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員の質疑に対する答弁を求めます。

清水企画財政課長。

○企画財政課長（清水一男君） それでは、12ページになります。総務費国庫補助金の節7の地方創生加速化交付金の費用対効果というご質問でございますけれども、まずこの地方創生加速化交付金の説明をさせていただきます。

これは平成27年度国の補正予算による交付金でありまして、この交付金は国が一億総活躍社会の実現に向けた緊急対応として、「希望を生み出す強い経済」を実現するため、また「夢をつむぐ子育て支援」や「安心につながる社会保障」も含め、新三本の矢の取り組みに貢献するために創設された交付金でございます。

この交付金の事業効果としましては、各地方公共団体において、それぞれの総合戦略に位置づけられた事業であって効果の発現が高い分野を対象としておりまして、その取り組みの加速化が図られることにより総合戦略の推進に寄与するものとされております。

この交付金の事業の認定につきましては、県が県内市町村の実施計画を取りまとめまして、国に申請をし決定を受けることとなります。県では各市町村との相談会を1月に開始し、2月に申請を行ったところでございます。採択につきましては、3月下旬になる予定でございます。採択された事業につきましては、全額交付金として交付されるものでございます。

町で申請した事業としましては、補正予算書の19ページにあります目6企画費に計上しておりますふれ愛タクシー運行事業、シティプロモーション事業及び20ページになりますけれども、目7まちづくり推進事業費に計上してあります定住促進事業を一つの移住・定住施策として、県と利根町を含む県内16市町による広域連携事業として県が申請を行っております。

この事業につきましては、第3表繰越明許費の補正で議会初日に説明しましたように、町の総合戦略に位置づけた事業でありまして、平成28年度事業を平成27年度に前倒しで計上しまして、事業費全額を平成28年度に繰り越すものでございます。

費用対効果ということでございますけれども、総合戦略の施策の中のうち、基本目標4、基本目標6に位置づけた事業でありますので、この三つの事業により移住・定住が図られると考えております。

また、今回の交付金の対象事業とはなりませんでしたが、この三つの事業を含む総合戦略の全ての施策事業を実施することにより、その結果、移住・定住が促進され、総合戦略の本来の目的が達成されていくものと考えております。

○議長（井原正光君） よろしいですか。

次、大越経済課長。

○経済課長（大越直樹君） それではお答えをいたします。

この事業につきましては、利根西部地区の基盤整備事業の調査、設計の業務ということで、県が事業主体となって実施しているものでございます。今年度、平成27年度は調査期間の2年目ということで、3本の事業で計画をしてございます。

まず1本目は実施計画策定ということで、県の事業費といたしましては2,000万円の事業、それから、県営土地改良事業調査ということで、こちら事業費2,000万円、それから、田園環境整備計画策定事業、こちらが事業費30万円ということで3本実施してございます。

そのうち事業の内容といたしましては、西部地区の現況調査、これは土地の土壌がどんなふうになっているのというところの土壌調査、また次に換地調査ということで区画の検討、それから、用排水路の調査、それから、路線の測量、それと概算工事費の算定という事業になります。

今回、減額になりましたものは、竜ヶ崎工事事務所で昨年実施いたしました道路改修のための調査、その中にボーリング調査が含まれておりました。西部地区の中でのボーリングデータでございますので、そのデータを使って設計をするということになりまして、その分の工事費が減額となりまして、町の負担金も減額されたという状況でございます。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員の質疑が終わりました。

次に、1番石井公一郎議員。

○1番（石井公一郎君） 7ページの第3表繰越明許費補正で、款7の土木費、項4の都市計画費で上曾根運動公園整備事業226万8,000円、繰越明許費については、本来は27年中に完了しなければならないと思うのです。なぜこの事業ができなかったか、それについて詳しく説明してください。

それに繰越明許費の補正で款9の教育費、項2の小学校費、小学校建設事業、それに項3の中学校費、中学校建設事業、小学校が3億1,626万4,000円、中学校の建設事業が3億3,440万円、これについて、大規模改造のⅠ期工事は屋根、外壁、第Ⅱ期工事は内装、トイレに分けた理由、これについては国庫補助金の関係であると思うのですが、これは前にさかのぼりますけれども、平成27年度予算編成する時点で県が取りまとめているわけですから、本来は国庫補助はオーケーになるということで可能性が高いので、本来は全体が予算化できたと思うのですけれども、本来は内示があって予算化すれば、こういうⅠ期工事、Ⅱ期工事と分ける必要はなかったのかなと自分では思うのですが、そうであっても27年度に入ってから国庫補助金が不安になったということで、町長が国に陳情に行ってそれで補助がついた、全体でなくて一部がつかしました。またⅡ期工事が、町長が国のほうに行ってⅡ期工事がついたので、そのⅡ期工事分を28年度に繰越明許費すると。

だから、よく考えると予算の内示とかそういうはっきりしたものがなくて、ぼーんと組んだものがおかしいのかなと思うのですけれども、今後は町長がわざわざ国とかに陳情に行かなくても、事前に県と話し合っ、つくつかないかわかるわけだと思うので、今後はそういうことのないように、だから予算を計上するときは、よく見きわめて慎重に、そういうことでやっていただきたい。

子ども達も、2回工事やるのと、1回で済むものが、子ども達に不便をかけるわけですよ。その辺を説明してください。

○議長（井原正光君） 石井議員の質疑に対する答弁を求めます。

まず、鬼澤都市建設課長。

○都市建設課長（鬼澤俊一君） それでは石井議員のご質問にお答えをいたします。

繰越明許費で款7土木費、項4都市計画費、事業名が上曽根運動公園整備事業費の226万8,000円の繰り越しの理由ということでございますが、ここにつきましては、現在、国土交通省利根川下流工事事務所が実施しております押付地区河川防災ステーション事業におきまして、押付本田2の2地区の余剰盛り土撤去工事が実施されております。

当初、この工事が12月の完了予定でございました。ところが期間が3月まで延長されたため、町発注の上曽根運動公園宅地造成整備測量業務委託が年度内に履行できなくなったことにより、繰り越しをするものでございます。

○議長（井原正光君） 次に、岩戸学校教育課長。

○学校教育課長（岩戸友広君） それではお答えいたします。

まず最初に、平成27年度当初予定しておりました国の交付金1億9,475万5,000円、これはそのまま8月17日まで採択されずに来た経緯がございまして、8月17日におきまして県より内示がありまして、布川小学校と利根中学校を合わせて7,076万5,000円交付決定されたということで第Ⅰ期工事を開始したところでございます。

今回、残りの第Ⅱ期工事ということでございまして、平成27年度の国の補正予算におきまして、布川小学校大規模改造工事が2月18日付で県教育委員会より交付金の内定通知がありましたことから、今定例会におきまして補正予算として提出したところでございます。

それでは、7ページにございます繰越明許費補正につきまして、款9教育費、項2小学校費、小学校建設事業で3億1,626万4,000円を計上してございます。歳出におきましては、47ページにございます款9教育費、項2小学校費、目5学校建設費でございまして、布川小学校大規模改造工事(Ⅱ期工事)としまして3億1,626万4,000円を計上してございます。

工事内容ですが、建築工事としまして床改修工事、面積が2,784平方メートル、壁改修工事としまして面積3,400平方メートル、給食室改修工事、面積としまして189.6平方メートルを予定しております。

また、電気工事としまして、照明器具をLED照明に交換ということで489カ所予定しております。

また、トイレ工事としまして1階から3階までございまして、男子トイレ7カ所、女子トイレ7カ所におきまして和式から洋式に改修する予定でございます。

工事期間につきましては、夏休みを中心に実施する予定でおります。

また、入札に関しましては未定でございますが、金額から見ますと一般競争入札となりますので、夏休み中に工事に入れるように進めていきたいと考えております。

さらに、中学校におきましては歳出48ページにございます款9教育費、項3中学校費、目5の学校建設費で、利根中大規模改工事(Ⅱ期工事)としまして3,340万円を計上してご

ございます。

利根中におきましては、後ろにも校舎がありまして、Ⅰ期工事ではちょっと間に合わなかったもので、後ろにあります校舎の屋根、外壁の一部も工事する予定でございます。その建築工事としまして、屋根工事が847.34平方メートル、外壁工事が2,046.24平方メートル、それから、床改修工事としまして校舎全体でございますが4,135平方メートル、壁改修工事としまして5047.1平方メートル、電気工事としまして照明器具をLEDに765台交換いたします。

また、トイレ工事としましては、男子トイレ10カ所、女子トイレ10カ所におきまして、和式から洋式に改修する予定でございます。

また、利根中におきましては、技術棟の建物がございます。こちらの建築工事としまして屋根、外壁、床、壁、同じく改修する予定でございます。

工事期間は先ほどと同様に進めていきたいと考えております。

失礼しました。利根中学校大規模改造工事（Ⅱ期工事）分の金額は3億3,440万円に訂正させていただきます。失礼しました。

○議長（井原正光君） 石井議員の質疑が終わりました。

暫時休憩いたします。

午後3時24分休憩

午後3時35分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、10番若泉昌寿議員。

○10番（若泉昌寿君） それでは質問させていただきます。

まず、12ページお願いします。

目2民生費国庫補助金、節5臨時福祉給付金等給付事業補助金6,273万9,000円に対しての詳しい説明をお願いしたいと思います。

その中で、まず一つとして対象人数、さらに所得制限はあるのかなのか、それから、支給はいつごろの予定なのか。

次に13ページ、歳入、目2民生費県補助金、節4児童福祉費補助金の中の子どものための教育・保育給付費地方単独費用補助金1,081万8,000円に対しての詳しい説明をお願いします。

さらに20ページ、目7まちづくり推進事業費、空き家活用促進事業が予定していたよりも少なくて減額補正されるということですが、これにつきまして今後の取り組みについて、ちょっとお願いしたいと思います。

○議長（井原正光君） 若泉議員の質疑に対する答弁を求めます。

石塚福祉課長。

○福祉課長（石塚 稔君） それではお答えいたします。

12ページ、目2 民生費国庫補助金、節5 臨時福祉給付金等給付事業補助金、金額6,273万9,000円は、国の所得の少ない高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給する事業に対する補助金でございます。

これにつきましては、年金生活者等支援臨時給付金ということで二つございまして、平成28年度当初予算で計上する低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金とこの補正予算の事業でございますけれども、低所得者の高齢者向けの給付金と2種類ございまして、この低所得者向けの給付金は28年度前半になるべく早く支給するものとし、国の補正予算が成立したことにより、今回補正予算に計上したものでございまして、内訳は事務費分が423万9,000円と給付金分5,850万円となっております、10分の10国庫補助の事業でございます。

この事業は既に実施いたしまして平成27年度臨時福祉給付金受給対象者のうち、28年度中に45歳以上となる者が対象となりまして、1人につき3万円を支給するものでございます。失礼しました。28年度中に65歳以上となる者が対象となります。1人につき3万円を支給するものでございます。失礼いたしました。

対象の基準日でございますが、去年の平成27年1月1日現在の住民基本台帳に登録があり、町民税非課税者で、かつ課税されている者の扶養親族となっていない65歳以上の方が対象となります。

対象人数は、平成27年度臨時福祉給付金受給者数から見込んだ1,950人分としました。

こちらの事業費は全額繰越明許費としておりまして、28年4月以降実施いたします。

今後の予定は、当該予定者に5月の初めに個別の通知を送付いたします。その後、5月9日から8月10日までの3カ月間を受付期間とし、支払いは一番早い第1回目で6月下旬に予定しております。

給付金については以上でございます。

次は13ページの款14 県補助金、項2 県補助金、目2 民生費県補助金の子どものための教育・保育給付費地方単独費用補助金1,081万8,000円の補正でございますが、これは子ども・子育て支援法施行に伴いまして、今年度からスタートした園児の教育・保育のため町から支給する施設型給付費の一部でございます。

ちょっと複雑なんですけど、まず、教育・保育を受ける園児に係る経費は、国で定めた公定価格と言われるものでございます。この公定価格は保育料と言われる利用者負担分と公金で賄われる施設型給付費で構成されております。今回の補正部分は、認定こども園の1号認定に関するものです。この認定こども園の1号認定は、従来の幼稚園児で教育を受ける児童に当たりまして154人おります。この1号認定に係る施設型給付費は、国、県、町が2対1対1で負担する全国統一部分と、県と町のみが負担する地方単独費用部分がありまして、この地方単独費用部分につきましては、先ほど申しました公定価格の27.5%と定め

られております。このたび、県の負担割合が2分の1と地方単独部分につきまして決められましたので、子どものための教育・保育給付費地方単独費用の県分の補助金として1,081万8,000円を増額補正するものでございます。

○議長（井原正光君） 次に、清水企画財政課長。

○企画財政課長（清水一男君） 空き家活用促進事業の今後の取り組みということでございますけれども、空き家活用促進事業は総合戦略に位置づけた事業でございます。この事業は空き家バンクにより入居した世帯に対して、空き家リフォーム工事助成金と空き家子育て活用促進奨励金を支給するものでございます。

空き家バンクは町内への移住、住みかえ希望者に対しての受け皿となる事業でございます。その空き家バンクを利用した方に対して助成することにより、移住・定住が促進されると考えております。

今後も総合戦略の一つの事業として継続して実施していきまして、その取り組みを町内外に情報発信していく予定でございます。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 12ページ並びに13ページは了解しました。ただ、20ページのまちづくり推進事業について、再度質問させていただきたいと思っております。

これはどういうものかというのは、今、清水企画財政課長がおっしゃってくれましたけれども、私が伺っているのは、本年度補正するわけですね。要するに幾ら幾らの予算をつけてその事業をやってきて、しかしながら結局それだけの申し込みとかがなかったために減額補正するというので、これが出てきているわけですね。

ですから、まさしく先ほど井原議長も一般質問の中でやっていました、まち・ひと・しごと創生、そういう中の一つでもありますよね。ただ、予定よりも少なかったから減額して補正、そうでなくて、私が聞いているのは、減額補正はそれではないんですけれども、今後どうしたらいいのか、それを今伺ったんですけれども、それはどうなんでしょうか、答弁のほうはここでは無理なのかな。もし無理だったらしょうがないですけれども。

今回は減額補正したわけでしょう、要するにそれだけお金が必要じゃなかったということでしょう、申し込みが少ないから。ただ、そのままの同じようなやり方では、次年度また予算を組んでも、同じようなやり方では、やはり同じようなことの結果が出るじゃないですか。ですから、それに対しての今後の取り組みというものをちょっと伺いたいなと思うんですけど、それがだめだったらいいです。だめだったらいいです。

だめだそうですから、わかりました。

○議長（井原正光君） 若泉議員の質疑が終わりました。

次の質疑通告者は議長である私です。会議規則第53条の規定により議長の職を副議長と交代いたします。

副議長は議長席にお願いをいたします。

〔議長井原正光君退席、副議長五十嵐辰雄君着席〕

○副議長（五十嵐辰雄君） 議長の質疑等発言の間、副議長である私が議長の職を務めます。

引き続き議案第9号に対する質疑を行います。

12番井原正光議員。

○12番（井原正光君） それでは、質疑をいたします。

まず、第1点目は、第2表の継続費補正、5款の件でありますけれども、主にどの地域をどのように変更するのか、また、除外等についてはあり得るのか、取り組むのかも含めてご説明いただきたいと思えます。

それから、第3表の2款については、先ほど五十嵐議員の質疑でわかりましたので、これは結構でございます。取り下げます。

続いて第3番目、事項別明細書の9款、2項、5目の小中学校の学校建設の財源内訳について、岩戸学校教育課長にお尋ねいたします。

まず、46ページを見ていただけますか。48ページでもいいんですけれども、この中で小中学校の学校建設費、それぞれ国庫支出金、小学校が8,111万2,000円、中学校のほうは1億899万5,000円という数字が上がっております。

一方、歳入のほうを見ますと、12ページの下欄、教育費国庫補助金、小学校が7,145万2,000円、中学校が1億687万3,000円ということで、歳出のさっき私が申し上げました財源内訳と違う。この理由をお聞かせください。

○副議長（五十嵐辰雄君） 井原議員の質疑に対する答弁を求めます。

大越経済課長。

○経済課長（大越直樹君） それではお答えをいたします。

今回の総合見直しにおきまして重点的にどこを見直すのかというところで、先ほども質問の中にありましたように、利根西部地区、今回基盤整備をやるに当たりまして、押付新田の集落の北側、ここの農地が大きく農振除外となつてございますので、その編入、それから、道路沿いの農地についても編入等を検討したいと。

それから、除外につきましては、耕作放棄地等で再生困難と判断されるもののうちから、連担性に欠けまして一定の農地の広がりが見られないという農地につきましては、除外する方向で見直しを行うということになります。

○副議長（五十嵐辰雄君） 岩戸学校教育課長。

○学校教育課長（岩戸友広君） まず、46ページの歳出にございます目5の学校建設費の特定財源ということでございまして、まず最初に国庫支出金で補助基本額の3分の1が8,111万2,000円、それから、その隣が地方債でございまして1億5,420万円、これは事業費から国庫支出金及び基金を差し引いた相当額を記載するというところでございます。

その他の欄にございます5,000万円につきましては、義務教育施設整備基金から充当して

ございます。

先ほど申されました12ページにございます歳入と金額が違うのではないかとということでございますが、まず12ページにございます款13国庫支出金、項2、目5教育費国庫補助金で節2番で小学校費補助金、ここでは節2の小学校と節3の中学校に分かれております。

まず小学校では7,145万2,000円、そしてもう一度先ほどに戻っていただきますと、まず、45ページでございます。款9の教育費で項2、ここは小学校費の項でございます。ここでは学校管理費というものと学校給食費と学校建設費の目がございまして、学校管理費で966万円の減額をしております。さらに学校建設費では8,111万2,000円の増額補正をしておりますので、ここが小学校の括りなもので、ここを相殺していただくと7,145万2,000円という国の補助金の額に合致します。

それから、中学校費でございます。48ページでございます。

ここも同じく国庫支出金におきましては補助基本額の3分の1で1億899万5,000円計上しております。同じく地方債でも1億2,870万円で、事業費から国庫支出金及び基金を差し引いた相当額を記載するというところでございます。その他の欄につきましては5,000万円、義務教育施設整備基金から充当してございます。

こちらは、国庫支出金と先ほど歳入のほうは合致しております。

○副議長（五十嵐辰雄君） 井原議員。

○12番（井原正光君） まず、大越経済課長、出入りがあると、編入する部分もあれば除外する部分もあるということなのですが、それはどのぐらいの面積なのでしょう。まずは編入のほうだけで結構ですから、わかれば、大体このぐらい編入するんだよということで、手元があればその数字をお示してください。

それから、学校教育課長、あなたが言っていること全然わからないよ。削ったほうがわかるんだよね、削ったほうが、つまり、補助金の中で補助金として入ってきている額、それは項の合計の欄では合っているんだけども、補助金というのは目的があって補助金があるわけだ、学校建築なら学校建築の、5目の中の学校建設費の中にすぽっと入るものであって、目の1、2、3、4、5の合計額の補助金ではないと思うのです。

だから、その管理費の中の削った内容、その補助金が何だかわからない。

そういうことで、数字的なものをここでやり合ってもよくわからないので、ひとつ全体事業費、建設事業費の流れ、それを一覧表にして提出してくれるよう、副議長からもお願いするよう言ってくれますか。だめですか。

○副議長（五十嵐辰雄君） ただいま井原議員の質疑に対しまして、岩戸学校教育課長、小学校建設事業並びに中学校建設事業について、予算額と工事金額の一覧表のようなものの提出をお願いいたします。

もう一つですが、事業費について、当初予算と補正予算の財源内訳と工事金額、これについても、両方ともわかりやすく一覧表のようなものをつくってご提出をお願いいたしま

す。

○12番（井原正光君） 副議長、議会最終日までにはひとつお願いしたいと思います。ご配慮ありがとうございました。

○副議長（五十嵐辰雄君） もう一つつけ加えます。

岩戸学校教育課長、これは今期定例会の最終日までにご提出をお願いいたします。

次にまいります。大越経済課長。

○経済課長（大越直樹君） それではお答えをいたします。

先ほどの編入と除外の面積ということでございますが、現在調査中で、詳しい数字はまだ上がっていませんので、よろしくをお願いいたします。

○12番（井原正光君） わかりました。ありがとうございました。結構です。

○副議長（五十嵐辰雄君） 井原議員の質疑が終わりました。

ここで議長の職を交代いたします。

〔副議長五十嵐辰雄君退席、議長井原正光君着席〕

○議長（井原正光君） 引き続き議案第9号に対する質疑を行います。

次に、2番新井滄吉議員。

○2番（新井滄吉君） 7ページの第2表、款5農林水産業費で農業振興地域整備計画作成委託というのがあるんですけども、どのような整備計画をどこに委託したのかお聞きします。

それから、同じ7ページ、これは第3表、款2総務費、総務管理費の中のシティプロモーション事業、これは2月に申請して実施する予定だと言っておったんですけども、どのような内容を申請したのかお聞きします。

それから、12ページの総務費国庫補助金、そして節の2節、5節、6節というのがありますね。この違いを私はようわからないんですよ。2節の個人番号カード交付事業費補助金、それから5節が個人番号カード交付事務費補助金、それから6節が社会保障・税番号制度システム整備費補助金、この辺の違いを教えてください。

その次は17ページの説明欄にある庶務事務費の13委託料、例規影響調査業務委託、これはどういう意味か教えてください。

35ページ、衛生費のところの目3廃棄物減量推進費、この説明欄に廃棄物減量等推進審議会委員報酬とあるんですけども、この構成メンバー、それから、会議参加状況、ここで質問するのはあれですけども、私、先月、男女共同参画の関係で一億総活躍社会との関係もあって、どういう構成メンバーでどのように会議に参加していたかということをお各課を回ってお願いしたんですけども、こういう審議会があるというのを知らなかったの、この辺を教えてください。

○議長（井原正光君） 新井議員の質疑に対する答弁を求めます。

まず、大越経済課長。

○経済課長（大越直樹君） それではお答えいたします。

これは農業振興地域整備計画策定業務委託という委託業務でございます。これの中身といたしましては、農業振興地域の整備に関する法律、これによりまして総合的に農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定するものでございます。

この法律の仕組みといたしましては、国、都道府県、市町村、こちらが三層構造になっておりまして、まず国によりまして農用地等の確保に関する基本方針、これが策定されます。これをもとにいたしまして、都道府県が農業振興地域整備基本方針、それから、農業振興地域の指定、こちらをいたしまして、それをもとに町が農業振興地域整備計画を策定いたします。こちらは国の農業生産の基盤である農用地等の確保、簡単に申しますと、優良農地を確保するということが基本となっております。

今回の見直しにつきましては、先ほどもお答えしたように、利根西部地区の基盤整備区域内農地、こちらの見直しを含め、全体的に見直しを行うということになります。

○議長（井原正光君） 次に、清水企画財政課長。

○企画財政課長（清水一男君） それでは、7ページの第3表繰越明許費補正の中のシティプロモーション事業の申請した内容はというご質問でございますけれども、先ほど五十嵐議員にもお答えしましたけれども、このシティプロモーション事業は地方創生加速化交付金事業としまして、ふれ愛タクシー運行事業、シティプロモーション事業、定住促進事業を一つの移住・定住施策として、県と利根町を含む県内16市町による広域連携事業として県が申請を行っておりまして、採択は3月の下旬になる予定でございます。

事業内容につきましては、総合戦略に位置づけしている事業でございますが、総合戦略の各施策事業の取り組みとあわせて、利根町のイメージや住む利点などの情報をいろいろな媒体を活用しまして町内外に情報を発信することで、総合戦略の目的である移住・定住に向けたプロモーション活動を展開する事業でございます。

続きまして、12ページの総務費国庫補助金の節2、節5、節6の違いはということでございますけれども、企画財政課所管である節6の社会保障・税番号制度システム整備費補助金の内容について、先にご説明します。

この補助金は、主にマイナンバー制度の導入に係る地方公共団体の情報システム、及び社会保障関係システムの整備に要する経費の全部または一部について補助されるものでございます。

当町では住民基本台帳システム、地方税務システム、社会保障関係システムなどのシステム整備の経費として補助されるものでございまして、今回決定を受けて減額したものでございます。

○議長（井原正光君） 次に、井原住民課長。

○住民課長（井原有一君） それでは、今の企画財政課長と同じ欄になりますが、ちよっ

と戻りまして12ページ、総務費国庫補助金の節2個人番号カード交付事業費補助金288万4,000円でございますが、これは事業費の補助金でございます。これは地方公共団体情報システム機構への通知カード・個人番号カード関連事務委任に係る市町村の交付金に対する補助金でございます。

節5の個人番号カード交付事務費補助金87万9,000円、こちらは事務費のほうの補助金になります。個人番号カード交付のための人件費等に係る補助金でございます。

○議長（井原正光君） 次に、高野総務課長。

○総務課長（高野光司君） それでは、新井議員の質問にお答え申し上げます。

17ページの例規影響調査業務委託58万3,000円ほど減額となっております。その補正の理由及び内容についてご説明申し上げます。

当初予算におきまして、この調査業務に108万円の予算を計上させていただいております。その内容といたしましては、町の条例、規則、要綱等の制度制定や改正を行うための委託であります。その中に2本ほど委託がございます。

まず初めに、不服審査制度関連規定に関する条例の整備支援委託として54万円、もう一つはマイナンバー法導入に伴う例規整備の支援に対する委託として54万円ということで108万円の予算を計上させていただきました。

今回の補正につきましては、不服審査制度関連規定の例規整備支援の委託でありまして、行政不服審査法及び関連法の改正に伴い、町の条例、今回につきましては議案第2号から第4号の条例改正を提案させていただいておりますけれども、その内容をこの委託業者に委託してございます。

また、規則、要綱等の改正を行うための業務委託であります。大体40本ほどの要綱とか規則とか条例で改正をしてございます。その契約差金として4万3,000円の減額。

また、もう一方のマイナンバー法の導入に伴う例規の整備の委託につきまして、全額54万円を減額したため、58万3,000円の減額となったものでございます。

また、これにつきましては、マイナンバー法の導入の例規の整備改正につきましては、これは委託をしないで、職員みずからが例規の整備を行ったため、全額減額となっております。

条例改正につきましては、9月と12月の議会に議案第33号と議案第58号、議案第59号の条例改正を提出して承認をいただいているところでございます。

また、委託業者につきましては、町の例規集のデータ作成を、今、お願いしております株式会社ぎょうせいと契約してございます。

○議長（井原正光君） 次に、蓮沼環境対策課長。

○環境対策課長（蓮沼均君） 35ページの廃棄物減量推進事業の中の報酬、廃棄物減量等推進審議会委員報酬10万3,000円についてご説明いたします。

この10万3,000円は、全て減額補正ということでございます。

質問内容の構成メンバーでございますが、審議会条例がございまして、委員は15人以内ということでございます。

それで、今現在、審議するものがないということで任命はしてございません。ただ前回ですと12名任命してございまして、そのうち女性が3名入ってございます。

ですから、今回は全額減額補正ですので、会議参加ということでゼロ名ということでございます。

○議長（井原正光君） 新井議員。

○2番（新井滄吉君） ありがとうございます。ちょっと不勉強で、もう1回勉強します。すみません。

○議長（井原正光君） 新井滄吉議員の質疑が終わりました。

以上で議案第9号に対する質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。それでは、議案第9号 平成27年度利根町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第3、議案第10号 平成27年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第10号 平成27年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を

採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第4、議案第11号 平成27年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第11号 平成27年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第5、議案第12号 平成27年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第12号 平成27年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第6、議案第13号 平成27年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第13号 平成27年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第7、休会の件を議題とします。

お諮りします。

あす3月5日から3月13日までの9日間は、予算特別委員会付託審査及び議案調査のため休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、あす3月5日から3月13日までの9日間は、予算特別委員会付託審査及び議案調査のため休会とすることに決定いたしました。

○議長（井原正光君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

次回3月14日午前10時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 4 時 1 9 分散会